

判決言渡 平成20年5月28日 午後1時15分

平成19年(ワ)第11号原子爆弾被爆者認定申請却下処分取消等請求控訴事件

判決骨子

第1 主文関係

1 審被告厚労大臣及び1 審原告らの控訴をいずれも棄却する。

第2 当審の争点

当審における争点は、(1) 原爆症認定申請関係では、1 審原告波多野については、胃切除後障害の存否、放射線起因性及び要医療性の有無、1 審原告新沼については、膀胱癌の要医療性の有無、(2) 国家賠償請求関係では、旧審査方針における審査基準(線量評価システム及び原因確率)の科学的合理性、1 審被告厚労大臣の行政手続法違反の成否、司法判断を反映しない運用等の適否に集約された。

第3 争点に対する判断関係

1 原爆症認定申請関係

- (1) 1 審原告波多野の胃切除後障害(切除後障害)の存在及び要医療性を認めることができる。また1 審被告厚労大臣が放射線起因性を認めている「胃癌」の治療の結果同障害が発生したことから、胃切除後障害の放射線起因性も認められる。
- (2) 1 審原告新沼は、腎盂癌及び膀胱癌、膀胱癌の再発があり、執刀医が転移性の高い癌である疑いを払拭できなかったこと、高齢者では再発の可能性が高い癌とされていること等の事情からすると、半年に1回程度の定期的検査であっても、要医療性を是認するのが相当である。

2 国家賠償関係

- (1) 審査基準を予め設けることが困難であり、また、公正等が制度的に担保されていることから基準を設けないことも許容され、さらに、処分理由の記載内容は、不服申立の検討資料の提供として十分であるから、行政手続法違反はなく、1 審被告厚労大臣の違法有責な職務行為は認められない。
- (2) 原爆症認定申請者に対し、公正・公平な審査を行うために、科学的に検討された指標として線量評価システム及び原因確率を策定し、判断の一資料として用いることは、審査目的にかない否定することはできない。

しかし、線量評価システムは、大型計算機を使用した数値実験により開発されたもので、広島・長崎市内の実際の測定値との間にかなりの誤差が生じているとの専門家の指摘が存在すること、内部被曝が考慮されていないこと等の問題点が存在し、他方、原因確率は、統計学的解析の基礎となった調査資料は原爆投下から5年以内の資料を欠いていること等が存在し、原因確率の数値のみをもって放射線起因性の有無を判断するのは相当ではなく、1つの目安として扱うべきであり、1 審原告新沼の膀胱癌の特殊性からすると、同原告については、環境因子等の有無を重視して、審査すべきである。

- (3) 線量評価システム等に対する疑問を指摘する司法判断が示された点を踏まえて、従前の運用を改善しなかったとしても、1 審被告厚労大臣に違法有責な職務行為を認めることはできない。

1 審原告新沼の膀胱癌の要医療性については、定期的検査がそれに該当するかは、

法律解釈の問題を含むもので、控訴審において争う姿勢を示したとしても、1審被告厚労大臣に違法有責な職務行為を認めることはできない。他方、1審原告波多野の切除後障害の存在、放射線起因性及び要医療性については、1審被告厚労大臣は当審においても終始争う姿勢を示していたが、証拠上明らかにそれらが認められるのであって、いささか柔軟な対応に欠けていたものといわざるを得ないが、1審被告厚労大臣に違法有責な職務行為があったとまでは判断することができない。

(以 上)